平成28年1月18日(月) 平成27年度 第7回 大阪府河川整備審議会

資料3-5

平成27年11月16日(月) 平成27年度 大阪府河川整備審議会 第4回治水専門部会 資料

大阪府におけるまちづくりと自然災害について

大阪府におけるまちづくりと自然災害について

- 1. 意見交換の目的と背景
- 2. 大阪府の地勢
- 3. 大阪府において想定されている災害リスク
- 4. 大阪府における治水対策等の状況
- 5. 大阪府における都市施策の状況
- 6. 防災対策に活用可能なまちづくり制度
- 7. 浸水被害に係る法的課題
- 8. 他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例)
- 9. 論 点

1. 意見交換の目的と背景

意見交換の目的と背景

【目的】

• 大阪府域の災害リスクの特徴なども踏まえながら、安全な地域づくりに向けたリスク周知の方策や土地利用の誘導等のあり方について、有識者の方々からご意見をいただき、今後の取組につなげていきたい。

【背景】

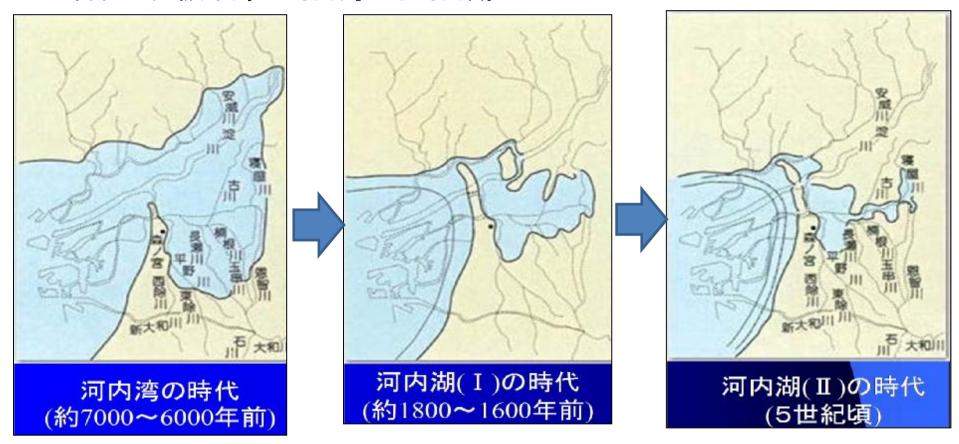
- 南海トラフ地震をはじめ、様々な災害リスクを有しているが、施設整備に必要な財源の確保に苦慮しており、整備完了までに長期間を要する。
- 近年、まちづくりの在り方に、自然災害リスクの観点が盛り込まれているものの、都市施策と防災施策が一体的に進められていない。
- 大阪府では狭い範囲に人口、資産が集中しており、まちづくりや土地利用と 一体となった新たな防災・減災対策の取り組みが不可欠

2. 大阪府の地勢

大阪府の地勢~大阪平野の変遷~

大阪平野の変遷

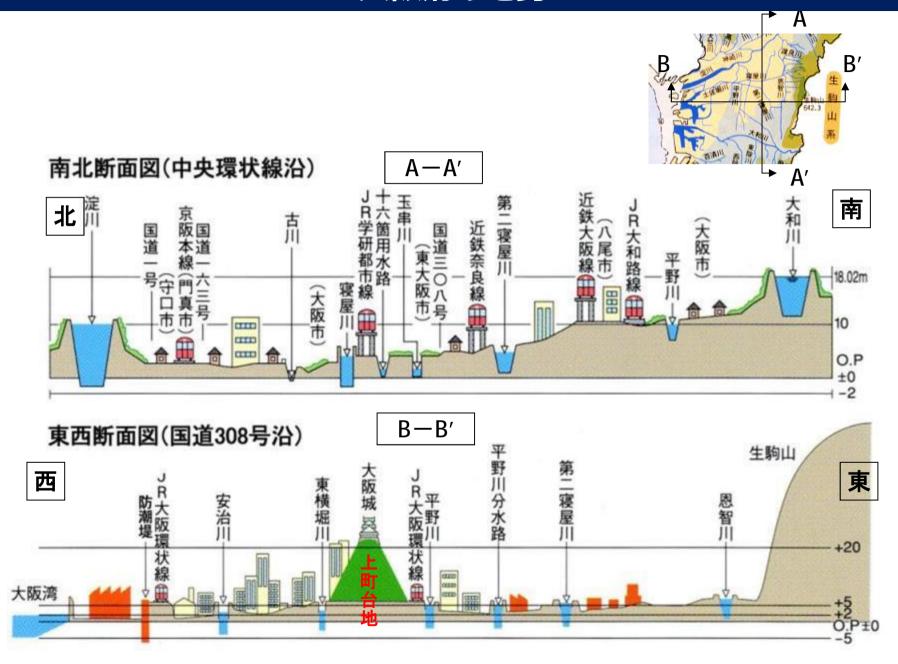
古代の大阪平野~河内湾から河内湖へ~



★縄文時代前期には、大阪平野は内海の一部であった。その後、淀川や大和川のたびかさなる氾濫により、土砂が堆積され、低地が形成された。

そのため大阪平野は、多くの河川を有しており、水資源に恵まれている反面、地盤高が低く、水害を受けやすい地形となった。

大阪府の地勢

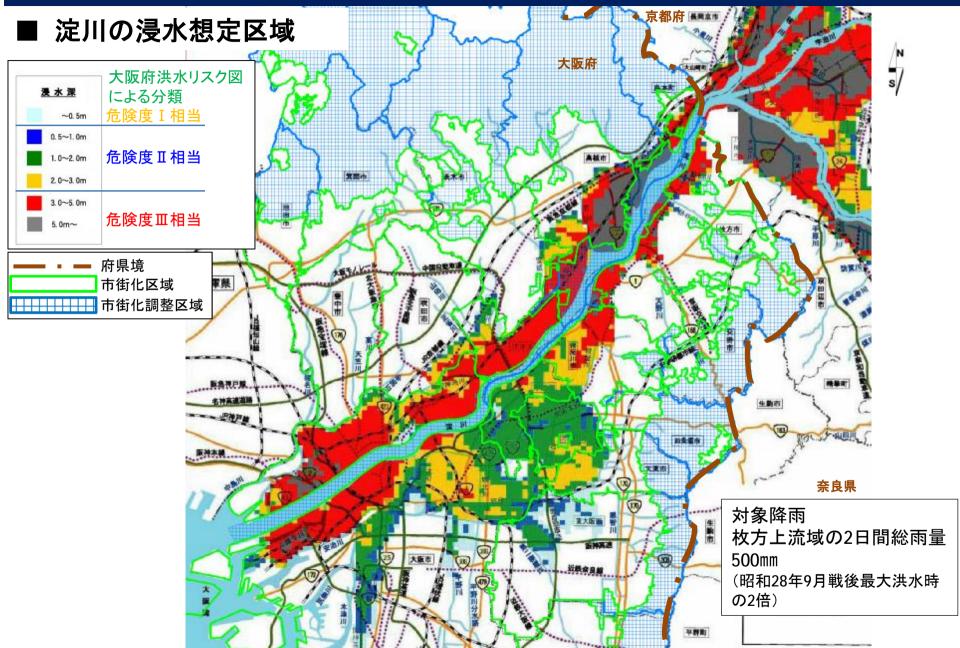


3. 大阪府において想定されている災害リスク

- 3-1. 河川氾濫
- 3-2. 土砂災害
- 3-3. 地 震
- 3-4. 津 波
- 3-5. 高潮
- 3-6. 内水浸水

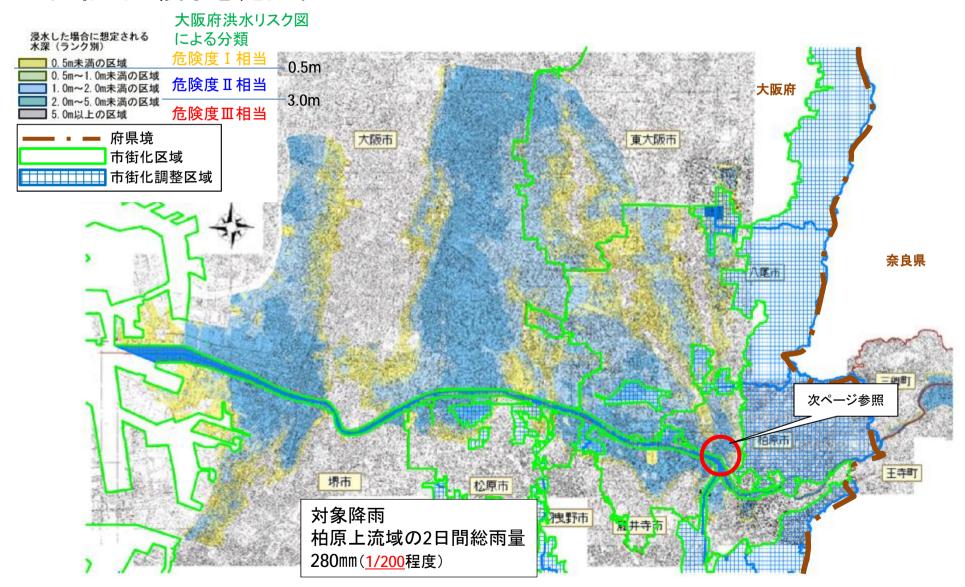
3-1. 河川氾濫

河川氾濫~淀川の浸水想定区域~



河川氾濫~大和川の浸水想定区域~

■ 大和川の浸水想定区域



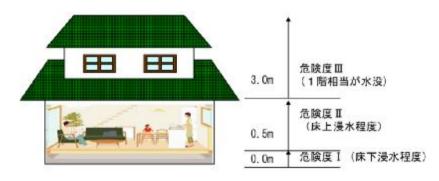
河川氾濫~府管理河川の洪水リスク表示図~

■ 現状での河川氾濫・浸水の程度により河川毎の「地先の危険度」を評価

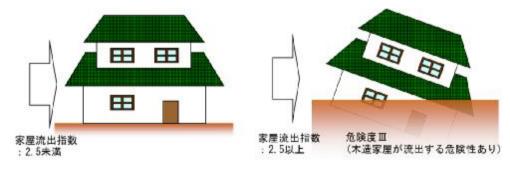
⇒時間雨量50ミリ程度(1/10)、65ミリ程度(1/30)、80ミリ程度(1/100)、90ミリ程度(1/200)の4ケースにおける河川毎の被害想定(氾濫解析)を行い、被害の程度に応じて「地先の危険度」を I ~Ⅲに区分。

危険度Ⅲ	想定浸水深が建物の1階相当が水没すると思われる3.0m以上、 または木造家屋が流出するとされる家屋流出指数 ^{※2} が2.5m³/s²以上の 箇所。
危険度Ⅱ	想定浸水深が床上浸水程度である0.5m以上~3.0m未満の箇所。
危険度 I	想定浸水深が床下浸水程度である0.5m未満の箇所。

想定浸水深による分類

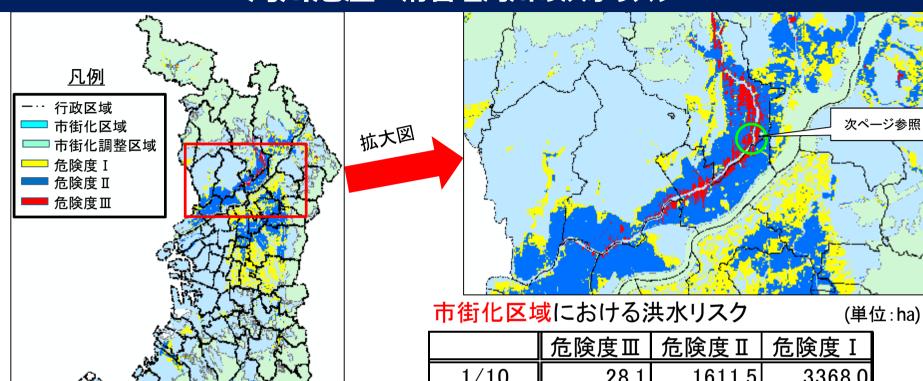


家屋流出指数※による分類



※1地先:河川から見た地先(自宅・住宅地)のこと。 ※2家屋流出指数:流体力の指標であり、水深×(流速)² で求められる。

河川氾濫~府管理河川の洪水リスク~



	危険度Ⅲ	危険度Ⅱ	危険度 I
1/10	28.1	1611.5	3368.0
1/30	146.8	4874.5	7100.8
1/100	451.4	8024.2	9865.0
1/200	509.0	12306.1	12350.5

降雨確率1/200の場合の洪水リスク図

大阪府内において、洪水リスクが 存在する区域の約7割~9割が市 街化区域内である。

大阪府全域図

市街化調整区域における洪水リスク (単位:ha)

	危険度Ⅲ	危険度Ⅱ	危険度 I
1/10	13.1	359.1	470.5
1/30	47.5	739.8	692.2
1/100	120.1	980.2	995.3
1/200	158.3	1340.3	1157.8

3-2. 土砂災害

土砂災害~特別警戒区域と警戒区域~

■土砂災害の種類



IG-No-Service Service Service

土石流 山腹が崩壊して生じた土石等が 一体となって流下する自然現象



地すべり 土地の一部が地下水等に起因 して滑る自然現象 大阪府での指定区域はない

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害~特別警戒区域と警戒区域~

■区域指定基準

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

■急傾斜地の崩壊

イ:傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

ロ:急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ハ:急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区 域

■地滑り

イ:地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)

ロ:地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離 (250mを超える場合は、 250m) の範囲内の区域。

<u>土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)</u>

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の 建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれの ある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が 建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大 きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

土砂災害~大阪府域の特別警戒区域と警戒区域~

土地利用区域における警戒区域・特別警戒区域数 (平成27年8月時点)

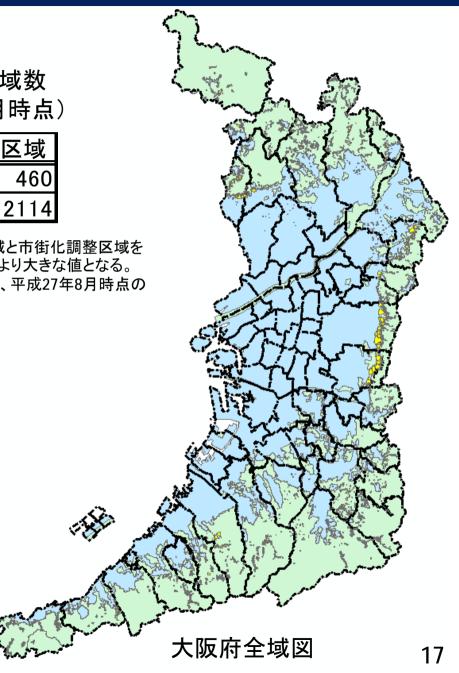
	警戒区域	特別警戒区域		
市街化区域	1048	460		
市街化調整区域	3189	2114		

※警戒区域、特別警戒区域の合計数は、警戒区域等が市街化区域と市街化調整区域を 跨っている場合は、各々に対して集計しているため、指定箇所数より大きな値となる。

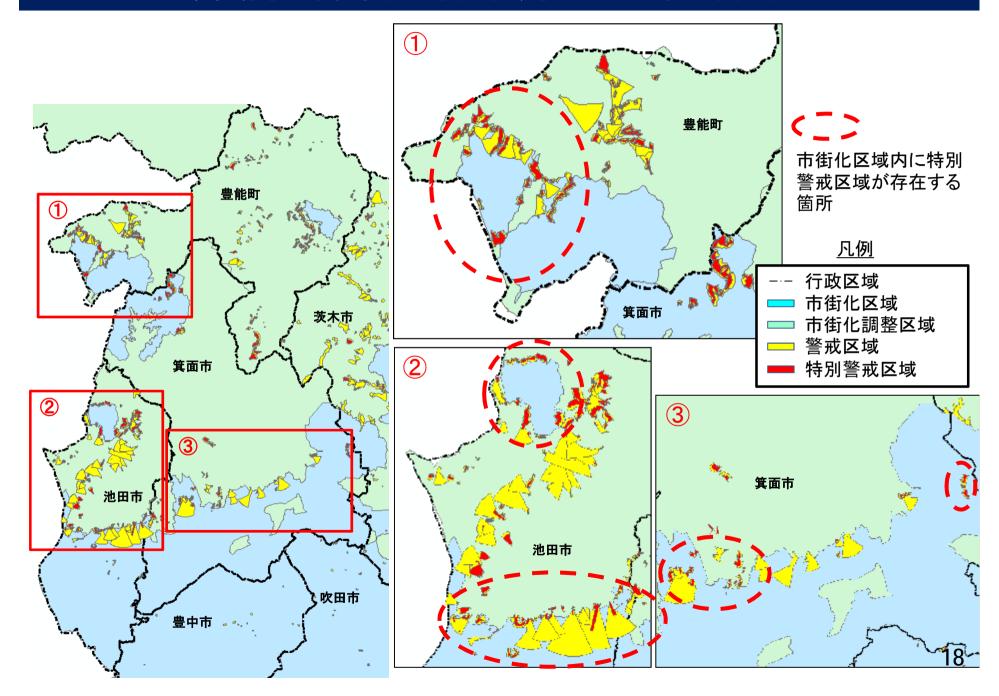
※上記地区数は、現時点でデータ化できたもののみを反映しており、平成27年8月時点の 指定箇所数とは一致していない

凡例

一 行政区域一 市街化区域一 市街化調整区域一 警戒区域一 特別警戒区域



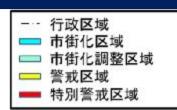
土砂災害~市街化区域内における土砂災害特別警戒区域~

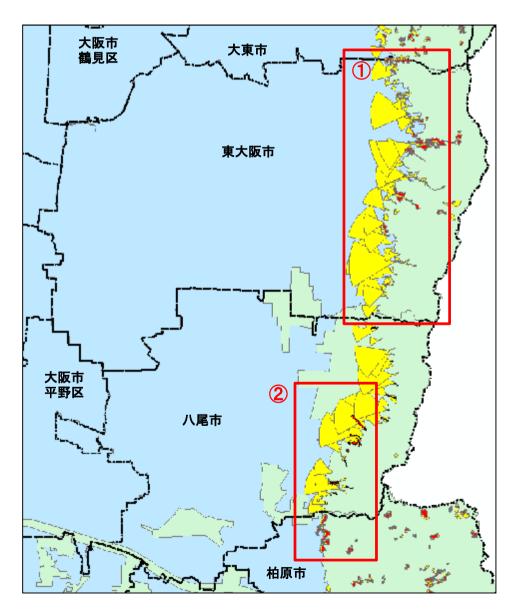


土砂災害~市街化区域内における土砂災害特別警戒区域~

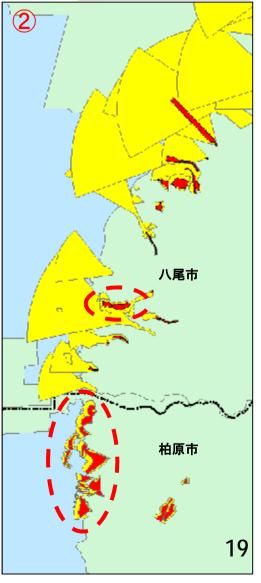


市街化区域内に特別 警戒区域が存在する 箇所

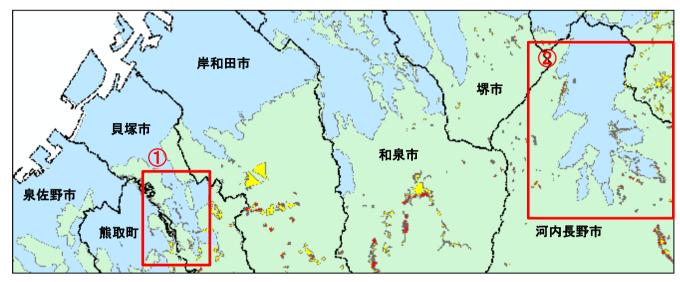








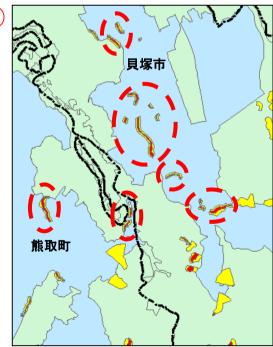
土砂災害~市街化区域内における土砂災害特別警戒区域~

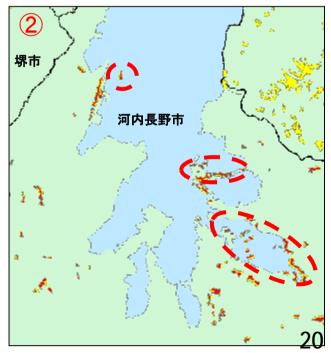


市街化区域内に特別 警戒区域が存在する 箇所

凡例

── 行政区域── 市街化区域── 市街化調整区域── 警戒区域── 特別警戒区域



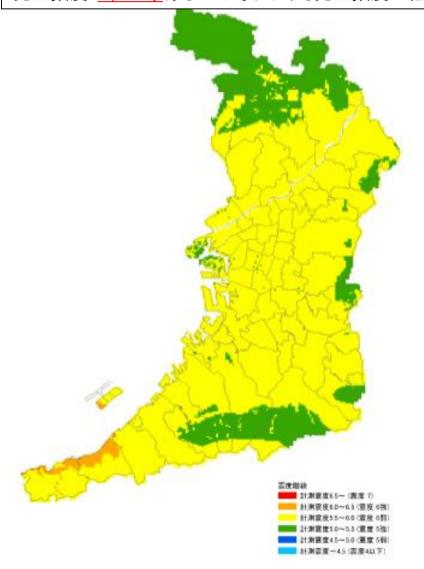


3-3. 地 震

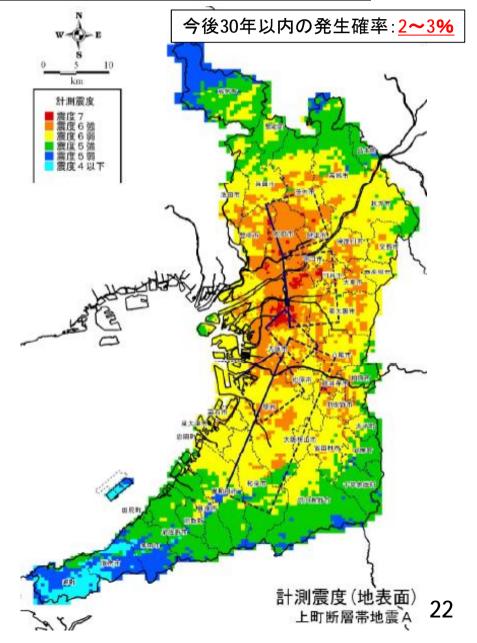
震度分布

■南海トラフ巨大地震(Mw=9.0)の 震度分布

発生頻度: 1,000年あるいはそれよりも発生頻度が低い



■上町断層帯地震Aの震度分布



3-4. 津 波

津波浸水想定~大阪市~堺市付近~

■南海トラフ巨大地震津波の浸水分布 (大阪市~堺市付近)

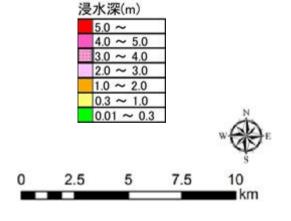
【条件】

- ◆L2: 南海トラフ巨大地震(Mw=9.0)
- ◆防潮堤は液状化により沈下(越流時に破堤)
- ◆水門・鉄扉は開放

【府域の被害】

- ◆浸水面積:約11,100ha
- ◆津波による死者:最大132,967人

発生頻度: 1,000年あるいはそれよりも発生頻度が低い





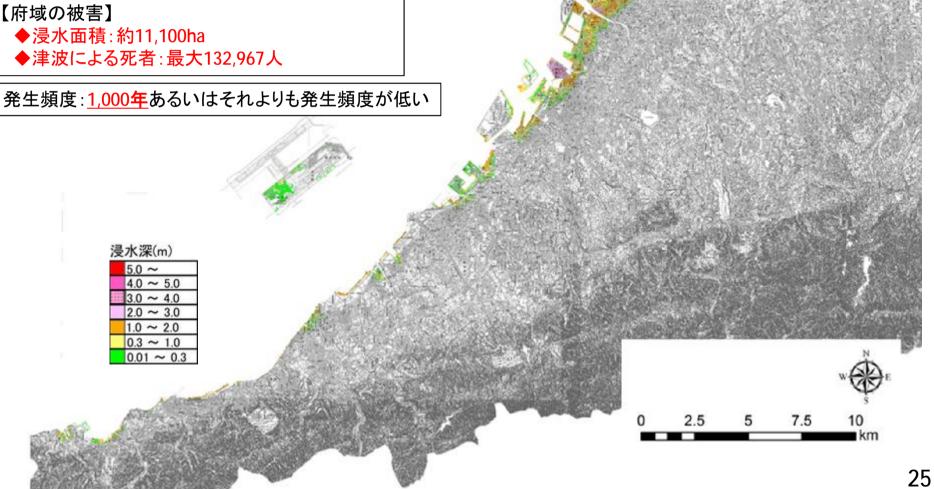
津波浸水想定~高石市付近~岬町~

■南海トラフ巨大地震津波の浸水分布 (高石市付近~岬町)

【条件】

- ◆L2: 南海トラフ巨大地震(Mw=9.0)
- ◆防潮堤は液状化により沈下(越流時に破堤)
- ◆水門・鉄扉は開放

【府域の被害】



3-5. 高潮

高潮被害

大阪府では、史上最大と考えられる伊勢湾台風と同規模の大型台風が大阪湾に過去最悪のコース(室戸台風の経路)を通って満潮時に来襲したことを想定した防潮施設を整備しており、施設整備は概成している。

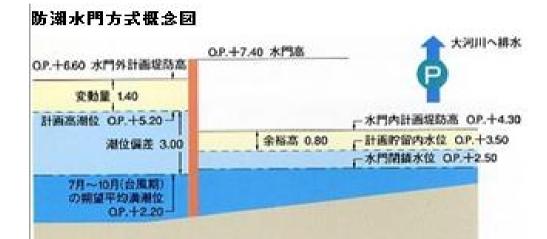
■防潮水門



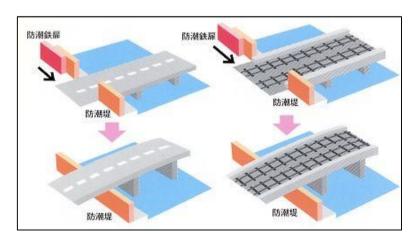


安治川水門

安治川等では、船舶の航行を妨げず、強風や地震などの厳しい条件に有利なアーチ型水門が建設されました。 これらの防潮水門を高潮に備えて閉鎖すると、河道内 の水位が上昇するため、水門閉鎖時の内水を排除する 毛馬排水機場が建設されました。



■防潮鉄扉



3-6. 内水浸水

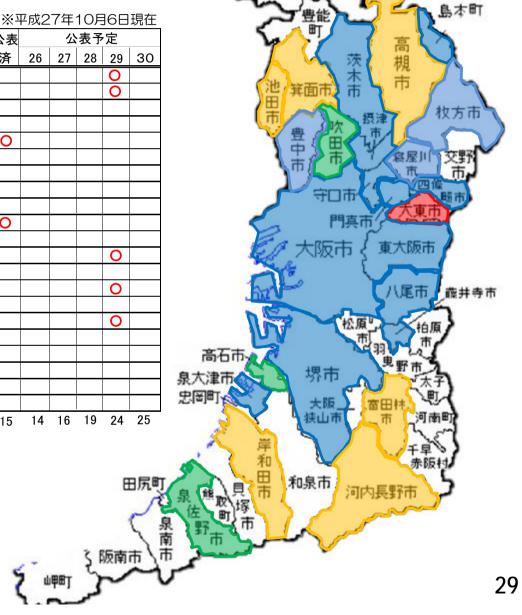
内水浸水~内水ハザードマップの作成~

■大阪府内 市町村における内水ハザードマップの作成状況

※概ね既往最大降雨により作成

		公表	 公表予定				
		済	26	27	28	29	30
大阪市		0					
	堺市						
	豊中市	0		0			
ᅫ	<u>池田市</u>				0		
池田田	箕面市				0		
Ш	豊能町						
	能勢町						
	吹田市						0
歩	高槻市				0		
茨 木	茨木市	0					
\\\	摂津市	0					
	島本町	0 0 0					
	守口市	0					
	枚方市						
枚	寝屋川市	0					
方	大東市			0			
	門真市	0					
	四條畷市	0					
	交野市						
八尾	八尾市	0					
	柏原市						
	東大阪市	0					

※平成27年10月6日現在							
			公表予定				
		済	26	27	28	29	30
	富田林市					00	
	河内長野市					0	
	松原市						
富	羽曳野市						
田	藤井寺市	0					
林	大阪狭山市						
	太子町						
	河南町						
	千早赤阪村						
	<u>泉大津市</u>	0					
园	和泉市						
鳳	高石市					0	
	忠岡町						
	岸和田市					0	
	貝塚市						
<u>ш</u>	<u>泉佐野市</u>					0	
岸	泉南市						
和田田	阪南市						
田田	熊取町						
	田尻町						
	岬町						
公表	公表市町村数(累計)15		14	16	19	24	25



能勢町

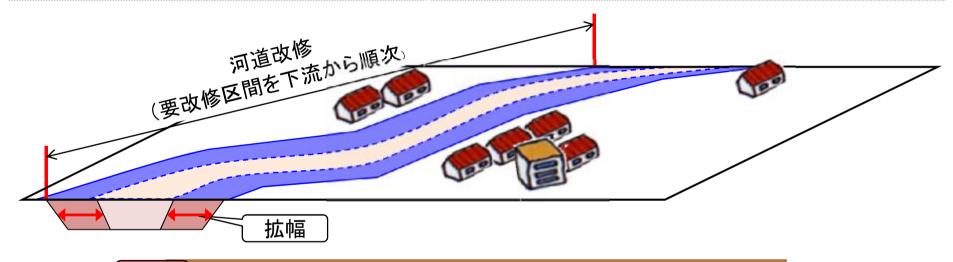
公表済 H27年度末 までに公表予定 H28年度 末までに公表予定 H29年度 以降に公表予定

4. 大阪府における治水対策等の状況

大阪府の治水対策~今後の治水対策の進め方~

■従来の大阪府の治水方針

- (主) 府管理の全河川について、治水目標を時間雨量80ミリ程度(1/100) への対応とし、治水施設で整備。 (洪水をあふれさせない)
- (従)併せて、避難等のソフト対策も実施。



- 課題*府民への氾濫・浸水被害の説明が不十分
 - *目標達成には**約50年**必要で、府民が効果を実感できない
 - *治水施設で防げない洪水(計画を超える豪雨 等)が増加

溢れることも想定した 流域全体での治水へ

府、市町村、地域住民で現在の危険度(リスク)を理解・共有するとともに、それぞれの役割 で短期・中長期で何が出来るのかを共に考え、実行する。

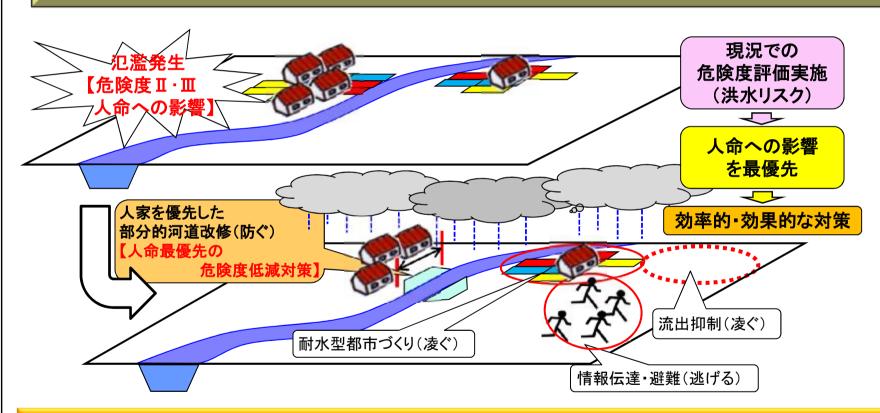
大阪府の治水対策~今後の治水対策の進め方~

「**今後の治水対策の進め方」**(平成22年6月策定)

【取組み方針】

【基本的な理念】人命を守ることを最優先とする

- (1) 洪水リスクを開示し、地域住民と共有する
- (2) 「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を総合的・効果的に組み合わせる



河川毎に今後20~30年の当面の治水目標(時間雨量50以、65以、80以)を設定時間雨量50以程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65以程度で床上浸水を発生させない

大阪府の治水対策~「逃げる」施策~

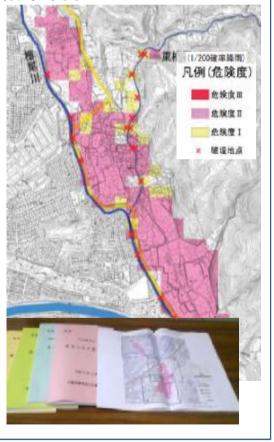
「逃げる」施策

~地域での地域版ハザードマップの作成等による"自助"の意識向上

提供(気づき)

【洪水リスクの開示】

河川ごとの氾濫・浸水の危険性を 府民に開示。



共有(深め)

【ワークショップの実施(まちあるきの実) 施、地域版ハザードマップの作成 等)】

危険度の高い地域を対象に、地域住民と -緒にワークショップを行い、まちあるきの実施 などにより、身近な地域の河川氾濫の危険性 や避難路、避難所の位置などを共有。

まちあるきの結果を基に、河川氾濫の危険 性や避難路、避難所の位置などを地図に表 示する地域版ハザードマップを作成



- ●過去の被災:災害状況の記入
- ●地域の方が感じている注意箇所など を記入

行動(動く)

【地域版ハザードマップ を活用した避難訓練 などの実施】

作成した地域版ハザー ドマップをもとに、住民自ら による避難訓練の実施し、 地域防災力の向上に繋 げていく。



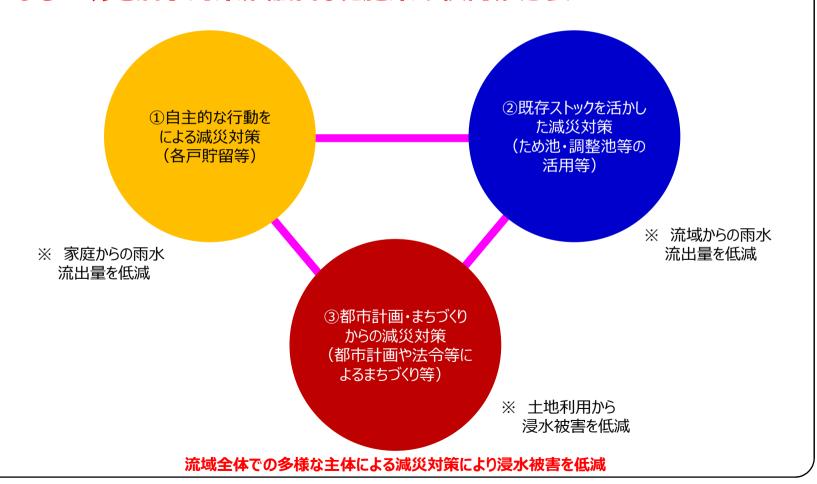
避難訓練の実施



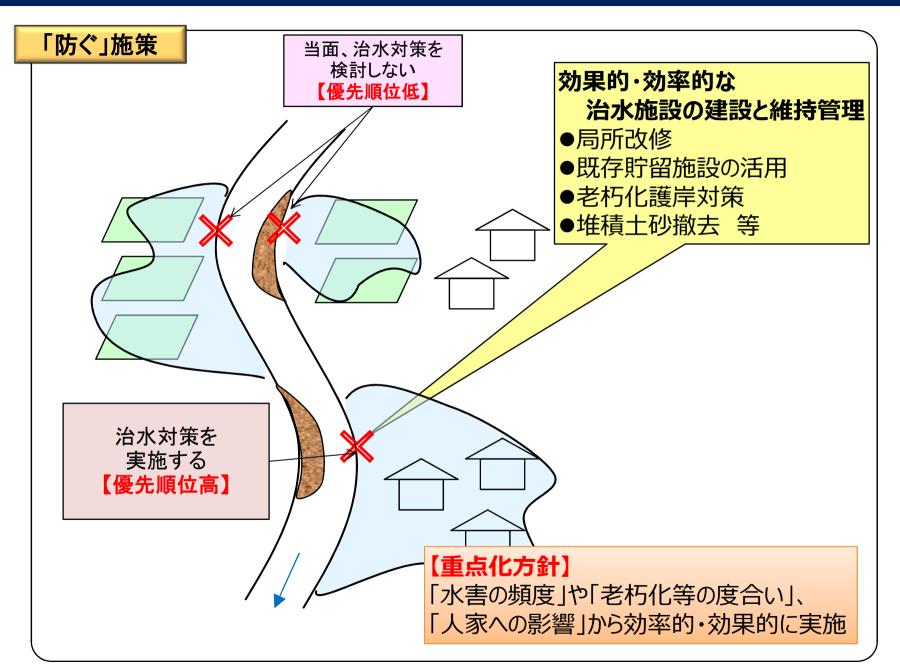
大阪府の治水対策の転換~「凌ぐ施策」~

「凌ぐ」施策

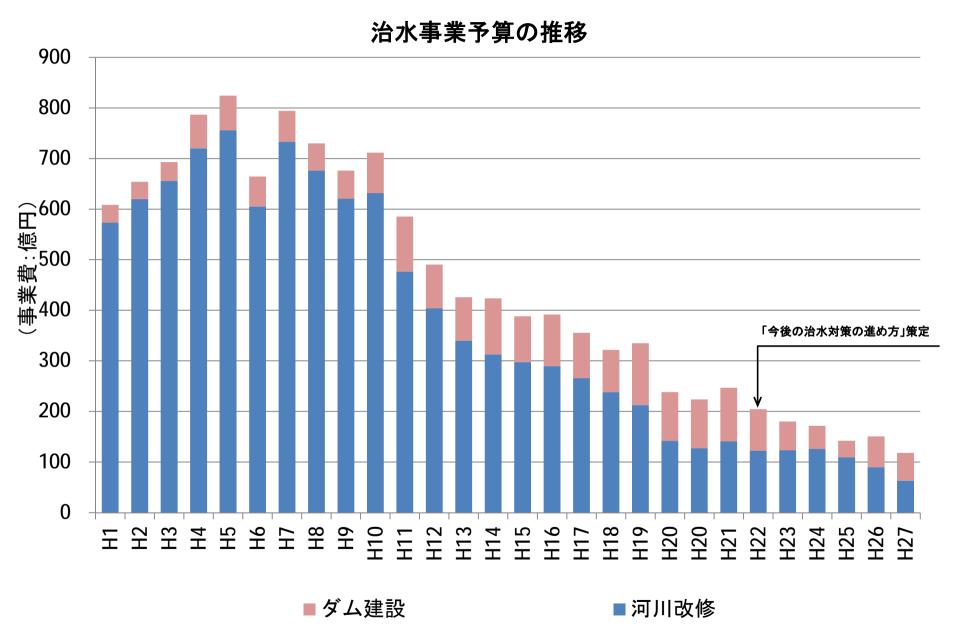
- ~河川から溢れても被害を最小限にする~
- ~河川への流出を抑える~
- ⇒まちづくりと治水対策が融合した施策の検討が必要



大阪府の治水対策~「防ぐ」施策~



大阪府の治水対策~「防ぐ」施策~



大阪府の土砂災害対策~「逃げる」「凌ぐ」施策~

大阪府における土砂災害防止法に基づく区域指定 [土砂災害発生の危険性の周知]

□区域指定の進捗状況 (平成27年8月末時点)

指定済み (イエロー)

(レッド)

土砂災害警戒区域 Y:4,032箇所 内特別警戒区域 R:2,722箇所

- ・平成27年6月迄 残りすべての調査予定箇所を公表済(4,949箇所※)
- ・平成28年6月迄 調査結果を公表

※指定手続き中の箇所を含む。

·平成28年9月 区域指定を完了



「警戒避難体制の整備」(市町村との連携)

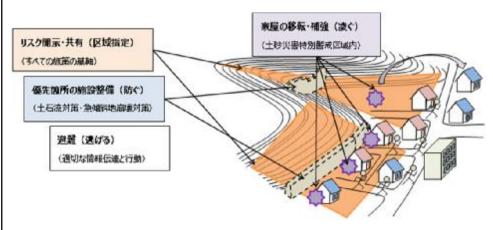
- □避難行動意識向上を図るための取り組み [警戒避難体制の整備(市町村)] (地域主体の取り組みを支援)
- ・「地区単位ハザードマップ」の作成
- ・マップを用いた避難訓練の実施

土砂災害特別警戒区域内家屋の 移転・補強における助成制度(大阪府)

- □被害を軽減するため住民自らが実施する対策を支援
- ・土砂災害特別警戒区域からの移転
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の家屋の補強
- ※ 助成額は移転等に要する利子相当分

[助成の費用負担割合]

国(1/2) 社会資本整備総合交付金	府(1/4)	市町村 (1/4) 〈事業主体〉
-----------------------	--------	------------------------



5. 大阪府における都市施策の状況

大阪府における都市施策の状況~大阪府の都市構造上の特徴~

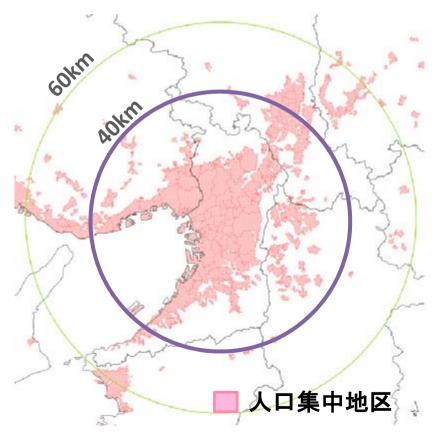
■大阪府の都市構造上の特徴

・ 府域のほぼ全域が都市計画区域(99%)

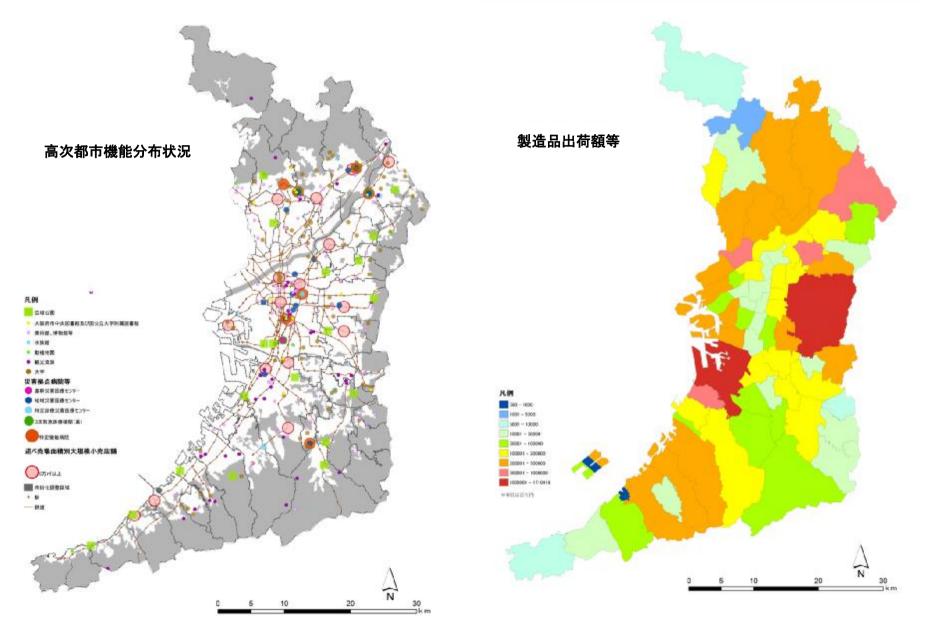
・都心から概ね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中し、市街化区域



都市計画区域面積	都市計画区域外面積	
189,448 ha	1,006ha	



大阪府における都市施策の状況~(参考)~



大阪府における都市施策の状況~都市計画マスタープラン~

- 市街化区域への編入に際し、浸水の恐れのある区域を除外することを 都市計画区域マスタープランに記載
- 従来も都市計画法に基づき対応してきていたが、「今後の治水対策の進め方」を踏まえ、『北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン(H23.3)』において、「市街化区域への編入にあたっては、溢水や湛水等の発生のおそれのある区域を除外する」ことを明記するとともに、「河川整備の方針」において、「土地利用のあり方等の検討」を追記。
- また、『市街化調整区域における地区計画のガイドライン(H24.3)』においても、「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域を除外」することを明記

など

大阪府における都市施策の状況~参考~

■都市計画法施行令

第8条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 二 おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として<u>市街化</u>区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとすること。
- 口 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある区域
- ■都市局·河川局通達(S45)
- ~建設省都計発第一号•建設省河都発第一号~

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について(各都道府県知事あて、都市局長、河川局長通達)

- 第3 次の各項のいずれかに該当する地域は、(中略)「<u>溢水、湛水、津波、</u> 高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域」(中略)とみなし、<u>原則として市街</u> 化区域に含めないものとする。
- (1)(前略)<u>概ね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないもの</u>と認められる河川の氾濫区域及び<u>0.5m以上の湛水が予想される区域</u>
- (5)前各項に該当していない場合でも、<u>特に溢水、湛水、津波、高潮、土砂流出、</u> 地すべり等により災害の危険が大きいと想定される地域

6. 防災対策に活用可能なまちづくり制度

防災対策に活用可能なまちづくり制度

〇都市再生特別措置法

・立地適正化計画:災害リスクの高い区域は、居住等を誘導する区域から除外

〇都市計画法

•地区計画 :(事例)広島市 矢口川下流部周辺地区 地区計画

〇建築基準法

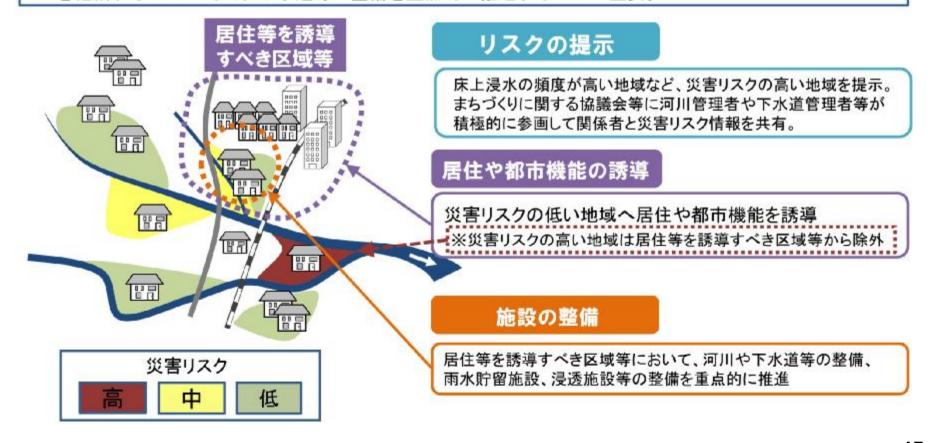
・災害危険区域 :(事例)名古屋市臨海部防災区域建設条例 女川町災害危険区域に関する条例

防災対策に活用可能なまちづくり制度~立地適正化計画~

■立地適正化計画策定

災害リスクの高い区域は、居住等を誘導する区域から除外

- ○コンパクトシティの形成に取り組むにあたっては、河川管理者、下水道管理者等との連携により、 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を推進することが重要。
- ○災害リスクが比較的高いものの、既に都市機能や住宅等が集積している地域については、災害リスクを軽減するために河川、下水道等の整備を重点的に推進することが重要。



防災対策に活用可能なまちづくり制度~地区計画~

■地区計画の事例

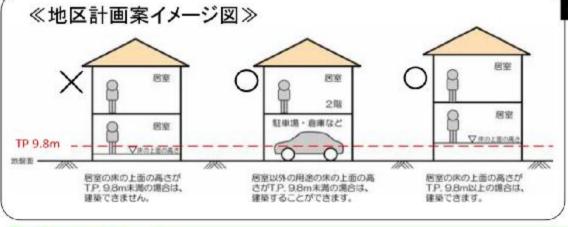
広島市 矢口川下流部周辺地区 地区計画

地区計画により、土地利用に関する規制を実施

計画規模1/10洪水の場合、内水対策(ハード対策)実施後も 低い土地等で浸水が生じる想定

ナ画 による土地利用に関する

高さの低い土地等において、「地区計画」による土地利用に関するルールづくりを行い、浸水被害を受けにくい家屋の建築を誘導



土地利用に関するルール

地区計画により「居室の床の高さ」に関するルールを定め、浸水被害を受けにくい家屋の建築を誘導する。

地区計画にT.P.9.8mより低い床の高さの家屋の建築を防止を定める。

(※当地区で床の高さの最も低い家屋が約T.P.9.8mであることより)



地区整備計画の区域



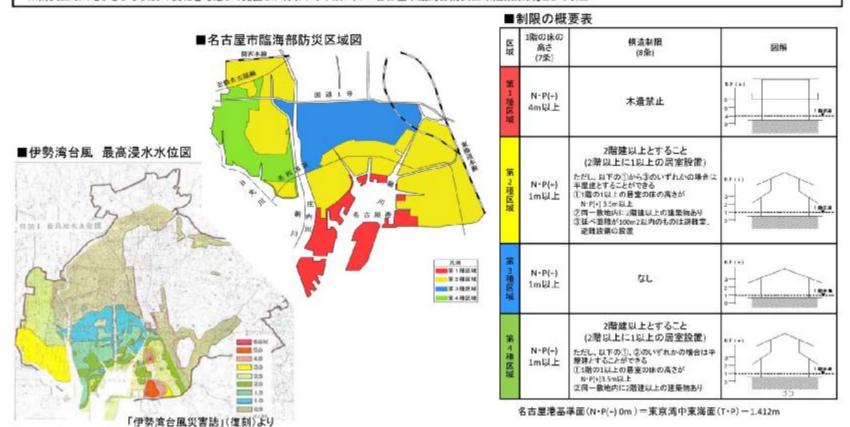
「土地利用に関するルールづくり勉強会」 の様子

防災対策に活用可能なまちづくり制度~災害危険区域~

■災害危険区域の事例

名古屋市臨海部防災区域建築条例

- ○S34年伊勢湾台風によって名古屋市は、甚大な被害を被った。甚大な被害となったのは、都市計画が防災を考慮した総合的なものではなかったとの指摘があった。
- 〇この指摘を踏まえ名古屋市は、「名古屋市災害対策要綱」の防災対策事業の一環として「名古屋市災害危険区域に関する条例」を昭和36年に施行、指定された区域に応じ**建築物の1階の床の高さや構造などを規定**している。 ※防災区域のさまざまな状況の変化を考慮して見直しが行われ、平成3年に「名古屋市臨海部防災区域建築条例」として改正



防災対策に活用可能なまちづくり制度~災害危険区域~

■災害危険区域の事例

女川町災害危険区域に関する条例

岩手県女川町では、建築基準法第39条に基づく建築制限に際し、平成24年9月に「女川町災害危険区域に関する条例」を定め、災害危険区域内の建築制限内容について、次のとおり定めている。

(条例第3条)

・<u>災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない</u>。 ただし、<u>津波災害に対し安全な構造として規則で定めるものについては、この限</u>りでない。

(施行規則第5条)

- ・条例第3条第1項ただし書きに規定する<u>津波災害に対し安全な構造</u>とは、次のと おり
- ①<u>住居の用に供する部分の床面が予想津波水位</u>(既往最大津波を想定した水位 をいう)より高いもの
- ②避難上必要な部分の床面が予想津波水位に相当する階に2を加えた階以上の高さにあるもの
- ③<u>予想津波水位以下にある主要構造部が鉄筋コンクリート又は鉄骨等の耐水性</u> の構造であるもの
- ④東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針に適合すると構造診断者が認め、津波に対する構造基準適合証明書の交付を受けたもの

7. 浸水被害に係る法的課題

浸水被害に係る法的課題~災害種別毎の法的規制内容~

災害種別		法的な規制区域等	規制内容等		
浸水被害	河川	〔参考〕洪水リスク表示図 規制なし	対象降雨毎(4種類)に浸水の深さと洪水の流れの強さをもとに3段階の 危険度を表示	・府管理河川のみ 開示	
		【水防法】 洪水浸水想定区域	洪水により国民経済上または相当な被害が生じるおそれがあるとして指定した河川が氾濫した場合に浸水が想定される地域	・国交大臣、知事	
	下水道	【改正水防法】 雨水出水浸水想定区域	雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した、公共下水道等 排水施設に雨水を排除できない又は排水施設から河川等に雨水排除できない 場合に浸水が想定される区域(内水ハザードマップにより周知)	·知事、市町村長	
急傾斜崩壊		【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)】 急傾斜地崩壊危険区域 (【建基法】災害危険区域)	住居の用に供する建築物の建築不可 ただし、対策工事の施工状況、土地の状況等から被害を受ける恐れが無い と知事が許可した場合は建築可 【宅建業者】重要事項説明	・知事指定 ・府内189箇所 (うち防止工事 178箇所)	
土砂災害		【土砂災害防止法(土砂法)】 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害の恐れのある区域 【市町村】避難警戒体制の整備 【宅建業者】重要事項説明	·知事指定 ·府内3,760箇所	
		【土砂法】 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域 【都道府県】特定の開発行為に対す <mark>る許可制</mark> 建築物の移転勧告 【建築主事を置く地公体】建築物の構造制限 【宅建業者】重要事項説明	·知事指定 ·府内2,686箇所	
津波災害	【津波防災地域づくりに関する法律 (津波防災法)】 津波災害警戒区域(イエローゾーン)	津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域 【宅建業者】重要事項説明	·知事指定 ·府内指定無		
	災害	【津波防災法】 津波災害特別警戒区域 (オレンジゾーン)	一定の開発行為・建築物を制限すべき区域 【都道府県等】特定の開発行為に対する <mark>許可制</mark> (社会福祉施設・病院・学校のための開発行為) 【宅建業者】重要事項説明	·知事指定 ·府内指定無	
		【津波防災法】 津波災害特別警戒区域のうち 市町村長が条例で定めた区域 (レッドゾーン)	オレンジゾーン内の市町村条例で定めた区域 【都道府県等】特定の開発行為に対する <mark>許可制</mark> (市町村が条例で定めた用途(<mark>住宅等</mark>)のための開発行為) 【宅建業者】重要事項説明	・市町村長指定 ・府内指定無	

⇒浸水被害に対する災害危険区域の指定は可能だが、 リスク評価の結果を基にした区域指定はほとんどされていない。

8. 他府県の事例紹介 (滋賀県流域治水の推進に関する条例)

他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要) 〜滋賀県が進める「流域治水対策」とは〜



【目的】

①どのような洪水にあっても、 人命が失われることを避ける(最優先) ②床上浸水などの生活再建が 困難となる被害を避ける

【手段】

・川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策 (堤内地での対策)を総合的に実施する

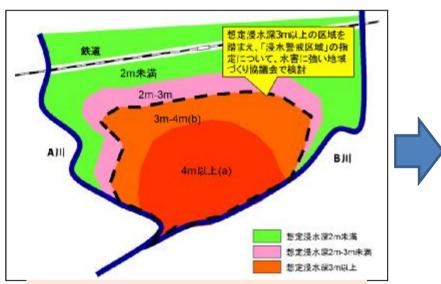




他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要) ~「浸水警戒区域」の指定~

■ 第13条 (浸水警戒区域の指定等)

- ▶1/200降雨で浸水深3m以上の区域を「浸水警戒区域」として指定(第13条)。
- ▶指定に当たっては、知事がその旨を公告、縦覧し、関係市町の長及び滋賀県流域治水 推進審議会の意見を聴かなければならない。
- ▶ 浸水警戒区域は、**建築基準法第**39条第1項の規定による災害危険区域とする。



浸水警戒区域指定のイメージ

- ▶ 1/200降雨で想定浸水深3m以上の区域を 「浸水警戒区域」として指定。
- ▶ 地先の安全度マップの色分けどおりに線 引きするのではなく、「水害に強い地域づ くり協議会」での議論を経て指定。



他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要)

~浸水警戒区域における建築物の建築制限~

- 第14条(浸水警戒区域における建築物の建築の制限)
 - ▶住居の用に供する建築物、または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮 を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設を建築しようとする場合 は知事の許可を受けなければならない。



対象となる建築

- 対象となる「建築」は、建築物の新築・増築・改築。
- ▶ 従来から存在する建築物を敷地内で移動するに過ぎない「移転」については、対象外。

対象となる建築物の用途

- ▶ 住居の用に供する建築物
 - 通常の住宅のほか、下宿、共同住宅、寄宿舎および長屋。
- ▶ 老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、 身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害 福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に 供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子 健康センター、その他これらに類する施設。
- ▶ 特別支援学校および幼稚園。
- ▶ 病院、診療所および助産所。

他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要) ~浸水警戒区域における建築物の許可の基準~

■ 第15条(許可の基準)

▶1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上かつ、地盤面と想 定水位との高低差が3m未満もしくは想定水位以下の主要構造物が鉄筋コンクリート造 または鉄骨であること。



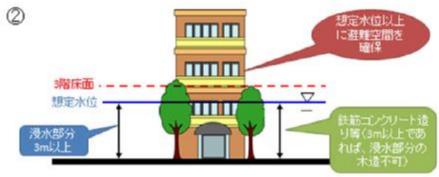
趣旨

▶ 想定水位以上に居室を設ける等の避難場所が確保されている場合、ならびに一定の浸水深以上の場合にあっては構造等の耐水化が図れていることにより、人的被害の回避が図られると認められる場合に建築を許可。

許可の基準のイメージ



避難空間が想定水位以上かつ、地盤面と想定水位との高低差が3m未満の場合



避難空間が想定水位以上かつ、想定水位以下の主要構造物が鉄筋コンクリート 造の鉄骨場合

他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要) ~宅地又は建物の売買時における情報提供の努力義務~

- 第29条 (宅地または建物の売買等における情報提供)
 - ▶宅地建物取引業者は、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深及び水防法に 規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努めなければならない。



趣旨

▶ 浸水等の危険を知らずに住みはじめることのないように、宅地または建物の売買等の取引時に、宅地建物取引業者から相手方に対して、想定浸水深および浸水想定区域に関する情報を提供するよう、努力規定を設けたもの。

【参考】宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)

- ▶ 第47条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、宅地建物取引業者の相手方等に対し、 次に掲げる行為をしてはならない。
- ▶ (1) 宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の契約の締結について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若しくは解除若しくは宅地建物取引業に関する取引により生じた債権の行使を妨げるため、次のいずれかに該当する事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- ▶ イ~八 略
- □ イから八までに掲げるもののほか、宅地若しくは建物の所在、規模、形質、現在若しくは将来の 利用の制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額若しくは支払方法その他の取引 条件又は当該宅地建物取引業者若しくは取引の関係者の資力若しくは信用に関する事項であって、 宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの
 56

他府県の事例紹介(滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要) 〜浸水警戒区域に指定された区域に対する支援(検討中)〜

- 支援制度に関することについて(検討中)
 - ▶浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要。
 - ▶「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度としては、「宅地嵩上げ浸水対策 促進事業」と「避難場所整備事業」を検討中。

宅地嵩上げ浸水対策促進事業

▶「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成しようとするもの。



避難場所整備事業

▶「浸水警戒区域」に対して有効な避難場所の 新設(改築含む)を行う際に県が費用を 一部を助成しようとするもの。

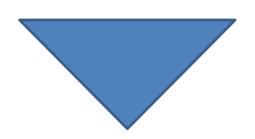


9. 論点

論点

【現状】

- ・施設による防災対策がメイン
- ・都市計画とは別に様々な災害規制が面的に設定され、リンクしていない
- ・大阪は都市計画区域が府域の99%



資産、人口の集中と災害リスクが重なっている現状を踏まえ

- まちづくりの中で防災、減災をどこまで考慮するべきか
- ・住民等への確実なリスク周知